

平成29年度産業振興奨励事業の募集について

産業振興奨励事業について、以下のとおり公募を行います。
平成29年度中の事業実施を希望する方は、要件等をご確認のうえ、役場産業振興課までお申込みください。

《対象となる事業の要件》

水産、農林、商工観光の研究、企業化、実用化等であること
事業開発等審査委員会の審査を受け、審査基準をクリアすること
・・・等

《申請者の要件》

本町の住民及び居住地が本町にある者・・・等

《奨励金の上限等》

ハード部分・・・500万円以内(補助率2/3以内)
ソフト部分・・・50万円以内(補助率10/10)

《応募の方法》

所定の申請書様式に必要な書類を添付のうえ、お申込みください。
様式については詳しくは産業振興課までお問合わせください。

《応募の締切》

平成29年4月14日(金)までに、申請予定である旨を産業振興課までお知らせいただいた上、平成29年4月21日(金)までに申請書類一式を提出してください。

※申請書は締切までに記載内容、添付書類等に不備のないもののみ受け付けます。見積書等手配に時間のかかるものもありますので、余裕をもってご準備ください。

《事業開発等審査委員会の予定》

平成29年5月中旬に開催予定

《その他》

公募は、年度ごと(原則1回限り)としますのび、ご注意ください。

新規漁業就業者支援事業について

漁業の後継者対策として取組む支援制度をご紹介します。
漁業者のみなさんが守り育ててきた本町の漁業を将来的にも魅力あふれる産業として継続していくための新たな担い手となる人材に対して、積極的な支援を行ってまいりますので、活用を希望される方は産業振興課までご相談ください。

《新たな自営漁業就業者への支援》

要件：西ノ島町に住所を有する方またはその見込みのある方で、西ノ島町内で自営漁業に従事する方で、就業時点の年齢が45歳未満であること
支援終了後一定の期間、西ノ島町内での自営漁業に従事すること
・・・等

補助内容：新規就業者給付金 最大125,000円/月
(最長5年間)

漁船・漁具等の調達補助
上限5,000,000円(補助率2/3)
研修受入先への助成 新規就業者に対して漁業活動の指導を行う方に30,000円/月
(最長2年間)

《Uターンまき網就業者への研修に対する支援》

要件：他の地域からUターンする方を雇用するまき網経営体であること
・・・等
補助内容：研修経費助成 120,000円/月
(年間1名まで 1年間)

使用済自動車の海上輸送には補助金が出ます！

西ノ島町使用済自動車等海上輸送費補助金についてお知らせします。

《使用済自動車等海上輸送費補助金とは》

離島地域における使用済自動車及び解体自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため、海上輸送費の一部を補助します。

《海上輸送とは》

使用済自動車等を島外へ搬出するため船を使用し輸送することを行います。

《対象自動車》

軽自動車、普通自動車、大型自動車などのリサイクル券対象の自動車※リサイクル券の対象ではない二輪車などは対象外です。

《補助率》

補助対象者は使用済自動車の最終所有者である西ノ島町民又は関連事業者。

船舶運賃の8割(算出した額に100円未満の端数がある場合は切り捨てた額)

《補助金を受けるのに必要な書類》

- (1) 使用済自動車等海上輸送費補助金交付申請書・請求書
- (2) 自動車解体証明書(その他引渡し関連事業者が使用済自動車等を引き取ったことを証する書面)
- (3) 船舶運賃の領収書
- (4) 印鑑
- (5) 振込先口座番号がわかるもの

《お問合せ先》

環境整備課 電話：(0)1748

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付中です！

消費税率の引き上げによる、所得の低い方への負担を軽減するために、臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。

なお、この給付金は、消費税率引上げ（8%→10%）が2年半延期されたことを踏まえ、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

○支給対象者

平成28年1月1日時点で西ノ島町の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の町民税（均等割）が課税されていない方が対象です。

- ・平成28年度市町村民税が課税されている方の扶養親族等である場合
- ・生活保護を受給されている場合 など

○支給額

支給対象者1人につき15,000円（支給は1回限り）

○申請受付期限

平成29年5月15日（郵送の場合、当日消印有効）

○申請の手続き

支給対象になると見込まれる方（世帯）に、申請書をお送りしています。申請書に必要な事項を記入、押印のうえ、確認書類等を添えて健康福祉課または別府支所にて手続きして下さい。

支給対象になると見込まれる方で申請書が届いていない場合は、お問い合わせください。

○お問い合わせ先

西ノ島町役場健康福祉課 電話：6・0104

生ごみ処理機器購入経費補助金

町では、ごみの減量化を目的として、生ごみ処理機器を購入した世帯に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

新規購入の世帯だけではなく、故障などによる買い替えの世帯も対象となりますので、ぜひご利用ください。

補助金の額は、町内販売店で購入した場合、価格の1/2（上限2万円）

町外販売店で購入した場合、価格の1/3（上限1万円）となります。

申請に必要な書類等については、環境整備課（6）1748までお問い合わせください。

水道水質検査計画を策定

西ノ島町では、毎年、水道法施行規則第15条6項に基づき、水質検査計画を策定しています。

水質検査計画とは「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度で行うか」を計画したものです。

今年度も過去の水質検査の実績を基に検討を行い、水質検査計画を策定しました。水質検査計画及び過去の水質検査結果をご覧になりたい方は、環境整備課（6）1748までお問い合わせください。

ニユースポーツの道具の貸出し

ニユースポーツは、年齢に関係なく、楽しむことを目的としたスポーツです。

中央公民館には、スポーツ吹き矢・キンボール・ラダーゲッターなどのニユースポーツの道具があり、必要な方には貸出し致します。それぞれの体力に合わせて気軽に運動が出来ますので、是非ご利用下さい。

【お問い合わせ】 中央公民館

TEL6・0171まで

税務・保険年金係からのお知らせ

4月分の納期限は5月1日（月）です。
（定期口座振替日は4月28日（金）、再振替日は5月10日（水）です。）

●国民健康保険料 1期

納付等に関する相談は町民課（6）0103までご連絡ください。